

「観音寺日譜」(3)

(京都府乙訓郡大山崎町観音寺所蔵)

——寛延二年日譜②

石 井 日出男

本稿は、前回を承け、寛延二年（一七四九）「観音寺日譜」の後半に当たる七月朔日から十二月末日までを解説して紹介する。寛延二年は、既に紹介済みの延享元年からは四年、延享三年からは二年を閲している。

この年の山内居住者を種別に延人数でみると、院家（第五世泰空）と隠居（第四世等空）以外の僧が一名、隨身の俗人が七名、下男が六名である。

僧の内、勸修寺宮や大坂鍋嶋屋敷への使僧を勤めている①興松寺は、四月二十七日の条（「上京、即日帰山」）を最後に以後の消息を欠く。②教雲房は、三月二十一日に隠居の合躰大師参詣に御供を勤めていることを初出とするが、興松寺の立場を引き継いだものごとく、五月十日以後、「役者」としての記事が多出する。この両者の関係は、③友松庵と④鏡智房の両名についても想定されるところで、友松庵本人の記事は、十月十四日、京都三条の旅宿に

療養中の隠居について帰山のことを相談すべく観音寺に登院したことが最後で、翌日には東寺の鏡智房の諸道具・挟箱等が観音寺に運ばれており、以後は鏡智房が観音寺に居住して寺務を勤めている。以上四名以外の在山の僧は、⑤住観房・⑥明瑞房・⑦養全房・⑧澄圓房（長圓房）・⑨真龍房・⑩通賢房（通玄房）・⑪泰齡房であるが、真龍房は一月十八日に退山して帰国し（「国元」^江罷被下候）、通賢房は「當山」寄宿」を望んで来山した八月八日以後の在住者である。なお、当所神宮寺弟子の泰齡房であるが、九月十日の条に、「當寺」寄宿之望」付、中西氏同道^ニ而登山、御院家^江も御目見有之」とあるがそれ以外の記事を欠くので、観音寺内への居住の有無は必ずしも明らかではない。以上二名の内、日譜を欠き動静不明の年次に離山がないと仮定すれば、①・⑤・⑦は延享元年以来またはそれ以前からの在山者であり（院家・隠居もこの範疇に入る）、②・③・⑥は延享三年もしくは同二年以来在山、④は延享元年ないしそれ以前からの在住者であるが、おそらく同二年に離山、この寛延二年に再在山となる。

随身の俗人は、①三宅平兵衛（延享元年以来またはそれ以前から「役人」として在住）、②松田藤作（延享三年もしくは同二年以来在住）、③後藤春可（同上）、④高田幸内（延享元年以来またはそれ以前から在住）、⑤高橋丈助、⑥樋野可助、⑦久左の七名である。最も古くからの在山者の一人である高田幸内は四月十三日に「御隙頂戴退山」したが、八月に登院の際は「佐竹」姓に改姓しており、十一月三日に婚礼の記事があるので、彼の離山は結婚に伴うものである。この高田幸内に替わって雇われたと考えられるのが高橋丈助で、身元保証人と思われる秋田了安と同道で四月十七日に登院している。ただし、八月十五日を最後に彼についての記事がみえず、その後の在山の有無は不明である。樋野可助は友松庵に同行して鳥飼村と大山崎荘との間を往復することが多く、また九月六日の条（「鳥飼村祭神」付、迎之人参」付遣也」）が彼に関する最後の記事となっている。興松寺・友松庵は鳥飼村に

所在する観音寺の末寺¹であるから、彼は主として鳥飼の方の寺務を勤めているのであろう。久左については、三月十八日に「御暇被下」ており、それ以前も、二月十三日に住観房・後藤春可と共に「八幡参詣」の記事があるのみであるから詳細は不明である。

山内の下部^{しもぐ}(下男)は、①権平・②八助(八介)・③権助(権介)・④善助(善介)・⑤関助(関介)・⑥藤助(藤介)の六名で、その多くはこの寛延二年日譜に初出するが、八助・権助は延享三年もしくは同二年以来の在筆者となる。一月八日の条に、「権介兄藤助登山」とみえ、この藤助の次の記事は、三月六日に院家が勝尾寺に参詣した際の下部として供をしたことに飛んでいる。この二つの記事に現れる藤助(藤介)は同名異人の可能性もあるが、同一人物と仮定すれば、藤助と権助は兄弟で観音寺に奉公していることになる。また、延享元年日譜にも下部として藤助が存在するので、寛延二年の下部藤助は延享元年の藤助の再勤とも考えられる。なお、善助については、十二月八日の条に「先頃々病氣余程相重、昨晚親元^正為相送候」とあり離山していることが判明する。八助についても、十二月三日の記事に「在所者為見舞参ル、八助病氣ニ付」とあり、これが八助についての最後の記事となっているので、以後の在山の有無は判然としない。ともあれ、歳末の最も忙しい時期に可動労働力としての下男は四名に減少、延享期の七名が半減したことになる。すなわち、御室御所への牛蒡献上(十二月二十二日)や禁裏・山洞河御所への献上物持参(十二月二十五日)、あもつき(餅搗、十二月二十六日)などに当たって山外から臨時雇を入れていた所以であろう。

観音寺の主な修法に、(1)太元(大元帥)明王中法(1)一月六日開白・同八日結願、(2)八月二十九日開白・九月二日結願)と(2)普賢延命中法(3)一月十日開白・同十二日結願、(4)四月二十九日開白・五月朔日結願)があり、

山外に祈禱の為の衆僧を依頼することになる。衆僧のメンバーは、その多くが季節ごとに見舞の為に登院するほど固定した顔触れであつて、観道房（北山、①・③・④）、徳王寺（泰音房、古市、①・②・③・④）、神宮寺（祝園、①・②・③・④）。ただし、②は来山したが急用あり不参加）、塔之坊（八幡、②・④）、智明房（佐野、②）、長山房（仙台、②）、西之坊（恵岳房、東寺、②）、覚城房（願成就寺弟子、北野、①・②・③・④）、龍泰房（①・③・④）、中性院（松井村、①・③）の一〇名である。他に、登院日不明ながら、恵海房が一月十日に淀・伏見方面への年礼使僧を勤めているので、彼も①・③に参加しているものと思われる。なお、観道房は延享元年に、恵海房は延享三年に在山の経験があり、この寛延二年にも、しばしば登院して隨身している。とりわけ、徳王寺は、七月十三日の開山祥月法事、九月七日の江戸真福寺二七日廻向にも招かれており、観音寺との関係の深いことが推測される。また、観音寺の住持は仁和寺の院家を兼ねるが、智積院の陀羅尼に三名の僧（教雲房・住観房・明瑞房）を派遣しているごとく（十二月十日〜同十二日）、智積院とも密接な関係にあつた（第三世満空は智積院から観音寺に入住している）。

本稿は、神奈川大学日本常民文化研究所の共同研究及び一九九八・九九・二〇〇〇・二〇〇一年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究B・一般二（研究代表者 中島三千男、課題番号一〇四一〇〇八四）の成果の一部である。

なお、神奈川大学日本常民文化研究所の調査を快諾され、伝世の貴重な所蔵文書の公開を判断されて提供して下さるとともに種々のご教示に与つた観音寺の井上亮淳氏（種智院大学教授）に厚く御礼申し上げます。

註

(1) 寛延三年八月に観音寺兼法浄院権大僧都泰空から御室御所に宛てた「観音寺兼法浄院寺院書上扣」(観音寺文書)によると、妙音山大悲院観音寺は、堂塔六宇(本堂・英聖堂・護摩堂・釣鐘堂・絵堂・興院礼堂外ニ同所住坊)、神社二箇所(東照宮・鎮守社外ニ拜殿并浴油堂)、および住坊を有し、末寺として二箇寺、すなわち、永井近江守領分摂州嶋下郡烏養西村に興松寺(年貢地高八升、境内年貢地、本堂住坊共ニ一棟、本尊大日如来、「草創不分明、同所に申傳候寺号旧跡有之候ニ付、観音寺以空等引金剛之門人真覺と申僧中興建立仕候事」、「末寺并檀家等無御座候」と友松庵(年貢地高三升、境内年貢地、「以前者三間ニ式間之庵室有之候処、十八年前、火災悉皆致焼失、當時者宝篋印塔一基残り居候計ニ御座候」、「開基之儀者右興松寺同断ニ而真覺隱居所ニ建立仕候事」)があり、友松庵は興松寺の兼帯するところであった。なお、興松寺の境内は東西拾間・南北二十一間、本堂住坊は東西三間・南北五間半、友松庵の境内は東西八間・南北六間半とある。また、寛延二年日譜にみえる興松寺、友松庵、明瑞房はそれぞれ別人であるが、その翌年に作成されたこの書上帳における興松寺の住持は「明瑞」となっている。ただし、延享期以降、興松寺には「留守居」が置かれ(この時期は、藤兵衛)、興松寺に住持は常住せず、その多くは「役者」として本寺である観音寺運営の中核を担っている。なお、延享期以前における本末関係の実態については、日譜を欠き、後考を期したい。

「寛延二年日譜」②

七月朔日

一 退院、神宮寺

一 夜前ル大雨大風ニ而 近川満水と相見へたり

二日

一 江戸三田大聖院西国ル上帆、頃日ル上京、今日登山、即日又ニ上京、早ニ江府へ發向之由ニ被
申出

三日

一 京都參条之旅宿江飯米其外雜物為持遣ス一 西屋敷山田孫七郎磯野要助ル煮梅言安否尋として旅宿迄參り有、藤助持歸ル一 登山、中西右馬 一 京都丸屋与重良、大坂ル登懸登山、一宿

四日

一禁裏御所 仙洞御所江例之通素麵志箱宛、七夕之御祝儀ニ長橋御局迄献上物差出八助
一登山、中西右馬

五日

一献上物持往候者共、昨日大水ニ而道中隙取一宿、今晚相戻ル

六日

一帰山、役者

一友松庵鳥飼ニ滞留ニ付、用事出来、酉刻時分ル関助八助兩人ヲ迎ニ遣ス

一登山、多門院、立花持參

七日

一友松庵鳥飼ル帰山、夜前迎ニ遣候兩人者共、供ニ而戻ル

一出京、友松庵、仙臺屋敷用事ニ付 供善介

一御状使

権平

一撰茲兵庫六軒屋弥兵衛与申仁ル休右衛門与申老父病氣一、麻座座かくしやうの様ニ相見江候ニ付御祈祷相願申候ニ付 歡喜天浴油供、二夜三日来ル十日ル御開白有之筈ニ御座候、使善兵衛与申者相頼ニ

(来^ル、其使^江護符被遣候

一 登山、恵海房

八日

- 一 大坂吹田屋与一右衛門方へ御隠居御容躰、醫師相替候事坏、以書状役者^ハ申遣^ス
- 一 中西右馬殿^ハ麦餅到来 使、大工尾之介
- 一 江戸表^ハ暑中御尋之御進物等京都三条之旅宿迄参り有、今日取よせ候 使 善介

九日

- 一 出京、役者、明日京都諸拂有之^ニ付 供 八介
- 一 中西右馬殿京都旅宿^江見舞被申候とて暮方立寄被申候
- 一 退院、恵海房

十日

- 一 御状使戻りに暑中御尋之被下物持帰^ル、八介不快^ニ付関介と入交帰^ル
- 一 京都於紙屋庄左衛門宅諸拂有之、平兵衛瘡^ニ付、友松庵役者立合^ニ而相済

十一日

一 歸山、友松庵

一 紙屋庄左衛門方ハ中元之為歡、品物等到来

十二日

一 屋敷使、其外旅宿入用物共遣也 使 藤介

一 富田酒取ニ遣 使 関介

一 兵庫ハ今日結願ニ付、御團料金子五両、口上書杯為持使来、即御札飲喜團十五顆一箱、其者ニ

相渡

一 葛葉久修園院江明十三日開山祥月ニ付、如例、齋米三升、菜料白銀壹包三布施白銀壹兩為

持遣ス、使権平

一 中西右馬殿内儀江洗濯物杯相頼ニ付、中元之為祝儀、銀子貳兩為持遣ス、使権平

一 門法寺、大喜多道仙方江藥料遣ス、使八介

一 伏見丸屋五兵衛方ハ為中元祝儀、使来

一 山シ下大工平治為中元祝儀、素麵持来

一 登山、中西右馬

十三日

一 登山、古市泰音房、即晚歸庵

一 開山祥月ニ付於御影^(堂)、御法事有之候

一 御隠居御病氣不相勝由、夜前幸便ニ而申來候ニ付、残り氣遣敷ニ付、態々御容子為聞として松田藤作出京、過ル十一日之暮方々翌日昼迄小便不通、十兵衛針術ニ而即座ニ相通、夫々平生躰

ニ御座候由、悉承、即日歸山

一 為中元祝儀登山、西田源藏、其日歸り

十四日

一 いつものごとく御影堂ニ付盆之莊嚴經讀誦有之也

一 登山、紙屋利兵衛上帆ニ付立寄、即日歸ル

十五日

一 為中元祝儀登山、三宅伊兵衛 中西右馬 河内屋平八

山下出入之者、圓宝寺吉兵衛、八百屋吉兵衛、利介、大工平治

十六日

一 炎魔參詣、友松庵、丈介、下部八介〇登山、長山房
 一 經木流、住觀房、圓長房 関介下供為持遣ス

十七日

一出京、友松庵、下部権平

一 登山、知明房、一宿

一 中西右馬とのゞ麦團子被送候

一 但馬氣多郡作藏と申者當山ニ相勤候権介傍友者とて国欠落いたし権介縁の持當寺ニ奉公之願
 申候得共、不審者故不聞届、併晚景ニ相成候故一宿為致、翌朝京都旅宿へ権介ニ相對可致由ニ
 申付差登ス

十八日

一 早朝寛興房、大念寺ヲ指テ被歸候

一 退山、長山房、知明房

一 但馬作藏、京都旅宿へ遣ス

十九日

一 松井村中性院、今朝五ッ時急變ニ而死去之由飛脚到来、即其者召連、三宅平兵衛松井村江被參
 即日歸山、最早葬送之間合不申由御座候

一 京都旅宿江中性院卒死ニ而役者呼ニ遣、即晚方ニ歸山、使善介

廿日

一 中性院死去ニ付、役者教雲被參候、即日歸山 供権平

一 龍泰下国ニ付暇乞として登山、一宿

廿一日

一 御清物使

使八助

一 伏見江伊達遠江守殿御着ニ付、住観房被參候、本陣ハ木津屋与左衛門、供関介

廿二日

一 京都仙臺屋敷江書状使、旅宿臺所用杯為持遣也、使善介

一 登山、寛興房、西田源藏

廿三日

一 西田源藏、爰許レ地藏廻り被致候

一 帰山、友松庵

廿四日

一 味噌仕込

一 撰ヌ西之宮松井三右衛門与申者ノ初而祈祷相頼ニ使を以申来、為御祈祷料白銀壹枚願書相添申来、及晚景、使之者一宿申付候、使之者ハ即下男ニ而候

廿五日

一 西之宮松井三右衛門方江遠方故御守札今朝御加持有之、即使之者江口上書相添差遣候、使之者

早朝通帰山

一 役者出京、仙臺屋敷江御入料受取、御隠居御容躰一書江戸表へ差出候、以上杯諸用相兼出京

廿六日

一 宿元ノ用事有之ニ付、去ル廿二日ニ出京、今日帰山、高橋丈介

一 下部八介宿元江盆之礼ニ可参由ニ而在所参候

一 登山、中西右馬

廿七日

一 歸山、役者、下部権平

一 養全房、御隠居為見舞上洛

廿八日

一 友松庵、松井村中性院_江見舞、寺相續儀_ニ付、即日歸りに被參候、下部関介

廿九日

阿州狼_(源)人河村瀧右衛門_与申仁、大坂_ニ住居_ニ而、即阿州家中牧門左衛門病氣_ニ付、當寺_ヲ及
 聞、臨時祈願浴油供相頼候_而茂、可相受哉否、先_ト承り、其上国_元_江申遣、返答次第御祈祷可相
 頼候旨申置歸山

晦日

一 (無記入)

八月朔日

一 當日之儀式御務、所司代、東役所、小堀十左衛門殿、御殿、関白、八條殿、正親町殿、御務被成候、

御供 住観房
高橋丈助
松田藤作

御院家少々御不快ニ付御滞留有之候

一 御供者共御乗物道具共差帰ル、松田藤作帰山

一 栗栖野百姓共當日之御祝詞ニ登山

二日

一 御院家御帰山、御供、住観房高橋丈助下部権介

三日

一 友松庵、鳥飼被参候、下部善介

一 伏見江参ル、松田藤作

四日

一 京都あんま十兵衛、通玄房同道ニ而登山、一宿

一日高市左衛門登山、一宿

五日

一退院、日高市左衛門、通玄房、重兵衛

一歸山、松田藤作

一登山、紙屋庄左衛門

六日

一歸山、役者

七日

一登山、中西右馬

八日

一京都諸用事ニ付、使差出、八助

一松井村中性院繼席之儀、先達而友松庵被參候節之返答、書状ニ
而庄屋年寄ル態々以使申来
ル、即三宅平兵衛方ル返書遣シ候

一日高市左衛門、京都へ帰山、即下帆被申候
一通玄房、當山ニ寄宿望ニ付登山

九日

一登山、泰音房

一下部善介、宿元へ参ル、一宿

十日

一帰山、善介

十一日

一登山、中西右馬

十二日

十三日

一鳥飼へ友松庵、可助連へ帰山

十四日

- 一 穗園神宮寺、森嶋与三太夫同道^ニ而登山、一宿
- 一 旅宿用事ニ付使差出、使善介

十五日

- 一 京都海老屋喜兵衛方^ル手代乍序書状持參、即座退山 昆布式拾本到来
- 一 鳥飼樋野兵助方^ル使来ル、兵助八幡參詣として登山可申候處、道同^シ之客人不快、途中^ニ差歸り申候ニ付、使斗^斗品物等相添差越申候
- 一 森嶋与三太夫退院、夫^ル廣瀨小泉内匠方^江可參由ニ候
- 一 石清水八幡宮へ參詣、高橋軍藏下部八助閑助
- 一 當社離宮八幡宮相撲為見物、友松庵長圓房可助養全房明瑞房通玄房下部善介
- 一 出京、三宅平兵衛、御隠居御見舞として

十六日

- 一 廣瀨小泉内匠^ル友松庵呼^ニ人来候故、神宮寺同道^ニ而被參候
- 一 淀問屋伊賀屋久兵衛家内之者當寺へ致參詣、霖雨^ニ而傘杯用立申候、即日為持戻し候

十七日

一 淀間屋伊賀や九兵衛方より昨日家内者傘具借用之礼として使、書状等役者方へ遣ス

十八日

十九日

一 登山、丸屋五兵衛西田源藏、一宿

一 御清物使 八助

廿日雨天

一 退院、丸屋五兵衛西田源藏

廿一日

一 御清物使差出

一 仙臺屋鋪留守居加藤吉右衛門交代之由申来候

廿二日

一出京、友松庵下男善介

一南都藤村佐渡方ノ為見舞使来、墨之儀も相尋、即例年之通、墨申付候
 一役者八幡參詣、塔坊へ中法祈祷衆僧ニ相頼ニ被參候

廿三日

一藤村使、退山

一大原佐竹幸内登山、小奴連来候

廿四日

一佐竹幸内、退院

一友松庵連被參候下男善介、帰山

一登山、中西右馬

廿五日

一御清物使 八助

一登山、神宮寺

一 村井村中性院弟子寛隆房登山、即日帰院

廿六日

一 登山、為中法之御祈祷、神宮寺

廿七日

一 帰山、友松庵可助

一 登山、泰音房

廿八日

一 登山 長山房 知明房 惠岳房 寛城房

一同、丸屋与十良西田源藏 塔之坊

廿九日

一 御祈祷、中法開白

一 御所司牧野備後守殿病氣ニ付、来ル朔日御礼申置罷帰可申由之觸書、山田与三右衛門方ニ相廻ル、即小泉雅楽方ニ善介ニ為持遣候

九月朔日

一 登山、丸屋五兵衛

一 山崎屋喜兵衛、此度茂兵衛度々出入相願ニ付、先達而特許、初而致登山候

二日

一 御祈祷結願

一 撰刃打出村吉田善八与申者所ハ御祈祷相頼ニ使来

一 退院、塔之坊西之坊丸屋五兵衛西田源藏丸屋与十郎

三日

一 退院 知明房長山房覺城房養音房山崎ヤ喜兵衛

一 御清物使、関介

一 出京、友松庵

一 神宮寺、松井村中性院繼跡之儀ニ付松井村江被參候

四日

一 松井ノ神宮寺帰山

一 御清物使之者夜前一宿、御隠居明日御帰山之由申来ル

五日

一 御隠居御帰山、御供、春可下部権助、御乗物ニ而、雇人三人、御迎之僧養全房

六日

一 退院、神宮寺

一 松井村中性院明日終七日ニ付、明瑞房差遣シ申候

一 鳥飼村祭神ニ付、可助迎之人參ニ付遣也

七日

一 中性院ノ明瑞房帰山

一 江戸真福寺二七日ニ付御廻向有之、依之泰音態ト相招

一 泰音房登山、即日帰り

一 登山、中西右馬

八日

九日

一例之通御法事有之、夫々寺中式礼相務

一出京、役者、鍋嶋屋敷月次之祈祷諸用_ニ付

十日

一諸用_ニ付使差出 八助、一宿

一^{當所}神宮寺弟子泰齡房當寺_ニ寄宿之望_ニ付、中西氏同道_ニ而登山、御院家_江も御目見有之

十一日

一帰山、役者

十二日

一高槻富田_江例之通、當月分御祈祷之御札使僧差出、養全房下部権介

十三日

一京都紙屋庄左衛門方_ハ内用儀有之候として飛脚到来、即御院家御出京、御供、松田藤作下部権平
一高槻_ハ例之通御使者、為御初尾、金子百疋到来

十四日

一京紙屋庄左衛門_ハ急用之書状飛脚_ニ而友松庵呼_ニ来、即友松庵出京、下部善介とも
一御院家御帰山、御供、松田藤作権平

十五日

一大坂池上立仙妻同道之男女都合五人、八幡詣之序なから客殿拜見相伺_ニ付客殿相見せ、客寮_ニ
而暫休息、頓_而伏見_ハ参り候として退院
一大坂鮎屋七左衛門_并雜賀屋八右衛門方_江當月分御札歛喜團差下申候、廣瀬平八方迄
一大坂博多屋庄兵衛方_ハ砂糖、廣瀬濱平八方_ハ着_ニ付、送り状即今日取よせ候

十六日

一淀過書座船年寄中_江當月分御札御團、宇治上林又兵衛殿方_ハ御札御團_二箱、例之通為持遣候、
小濱民部殿稻富喜三郎殿_江八伏見丸屋五兵衛_ハ相頼、即今日差下申候由、其儀申来也

一 御隱居御養生として又々御出京、御供、役者春可下部藤介関介、御乗物雇之者式人

十七日

一 歸山、友松庵下部善介

一 富田泉屋久兵衛方、當月分之御初尾御酒杯為持来_ル、使斗_斗也

十八日

一 例之通 禁裏御所 仙洞御所_江 當月分御札献上、為御祝、御所柿沓籠宛、長橋御局新大納言方

_江も御札御所柿差上候、住観房出京、下部手人式人

一 寺内宗門人数帳、帯刀證文、切支丹制禁證文沓通、例之通、月番之町奉行所_江 差出申候

一 當所八幡前勸進興行有之_ニ付、御見物御出被成、夫_ハ中西氏_江 御寄、是_ニ而_ニ夜飯等被差出、馳走有之候

一 京都旅宿、御隱居御病氣御勝不被成段、観道房申来、住観房旅宿滞留

一 (無記入)

十九日

一 観道旅宿_江 被帰候

一昨日旅宿の申来候諸道具為持遣ス 権平

一八幡豊藏坊の使僧被參候、時節安否承りとして

一乙子ニ付、右馬殿登山

廿日

一相撲見物、三宅平兵衛養全房

一京都旅宿用、使、善介

一帰山、住観房

廿一日

一御清物使并旅宿用、権介

一大坂雜賀屋八右衛門殿登山、御隠居御容子悪敷ニ付、大坂大坂功者之醫師ニ相見せ度由ニ而、急々八助召連下帆被申候

廿二日

一富田酒使 関介

廿三日

一友松庵病身ニ付、為保養出京、諸道具京都へ手人一人雇人一人遣^ス

九月廿四日

一江戸真福寺死去ニ付、遺物等知積院諸化春岳房方迄相達候故、直^ニ持參被申候、昼飯酒など
に^而饗應、即歸山被申候

一通賢房諸道具等丹^々持来、一宿

一登山、伏見西田源藏、金子式拾兩恩借申候、即日退山

廿五日

一登山、門法寺、御蒸調合^{ニ奉}

一丹波^々之使、退院

一歸山、役者

廿六日

一淀過書座年寄中^々當月分為御初尾、例之通、白銀壹枚壹包、組頭式人為名代登山

廿七日

一 旅宿用使差出、関介

一 登山、中西右馬

一 薩州屋敷銀子、過ル七月之切月取紛失念ニ付、此度證文仕替、且此度ハ薩州屋敷へ直ニ證文仕替ニ役人罷出可申旨相トケ申ニ付、役者教雲、役人三宅平兵衛直ニ屋敷へ罷出、即吹田や藤藏引合有之候

廿八日

一 (無記入)

廿九日

一 役者平兵衛上帆、下部善介

晦日

一 京都御隠居御見舞として御上京、御院家、御供

松田藤作
澄圓
善介

神無月朔日

一 登山、中西右馬

二日

三日

一 御帰山、御院家、御供、澄圓房松田藤作下部善介

四日

一 上京 明瑞房

一 舊里、行、松田藤作

五日

一 上京 役者

一 歸山 松田藤作

一 大坂江戸堀械屋町筋靴町^ニ住居申候阿州之狼^様人河村武左衛門方^ノ先達^而阿州家中牧門左衛門
 年久病氣^ニ付御祈祷相頼^ニ被參候、然^者今般有馬入湯被申候^ニ付御祈祷為相頼、金子拾両、態^々
 使を以為持遣候、依之 聖天浴油供一七箇日、明後七日^ノ開白同十三日迄御修行有之由、書状

一 登山、徳王寺
二 而役者方へ河村武左衛門方迄申遣候、大坂通路所武左衛門同家河村彦兵衛

六日

一 肥前佐賀徳善院弟子密門房、大坂三ツ屋村長楽寺ニ隨身いたされ候由、此度教雲方へ内用有之
ニ 付夜前登山、一宿、今日退山、京都旅宿ニ被居候ニ付出京被申候

七日

一 京都旅宿用事ニ付、使差出ス 関介

一 富田酒使、善介

一 帰山、明瑞房

八日

一 佐渡蓮花峯寺登山、下部老人召連、一宿

九日

一 通賢房同国之僧式人被參候、一宿

一京都旅宿用使差出、善介、即此者八介与交代

十日

一丹州之僧式人退山

一所々病者有之ニ付、御觸書相廻

十一日

一阿州家中牧門左衛門有馬湯治ニ付御祈祷之御札頂戴ニ有馬ハ使来、一宿

十二日

一有馬之使御札頂戴致退山

一佐渡蓮花峯寺退院

一登山 佐竹幸内
一帰山 教雲房

十三日

(校註…以下、原史料では次のページになる)

一玄猪之為祝儀、保田餅式重中西右馬殿ハ

一今日之為祝儀、ホら貝餅老重大工平治ハ

十四日

一 御隠居御勝不被成候得共、京都ハ事悪敷故、先々御帰山可然与友松庵相談ニ登山、即御帰山決定ニ付、御迎之人々ハ養全吉房幸内、駕籠之者四人、下部権介、昼之七つ時分ハ参ル也

十五日

- 一 御隠居、今朝八つ時ニ御帰峯、中田八右衛門殿同伴
- 一 旅宿諸道具相戻るに付、雇人一人差遣也并関介
- 一 奈良墨屋藤村佐渡方ハ詔之墨大小共百五十疋手代清八持来ル也、一宿、下男壹人
- 一 八幡塔之坊、為御見舞登山
- 一 東寺鏡知房諸道具、挾箱、一荷半荷半櫃来ル

十六日

- 一 中田八右衛門殿、大坂為竹召連、御隠居御療治為致度由ニ而、権介供ニ而下帆
- 一 京都ハ観道房登山、一宿

十七日

- 一 退山、観道房

一 權介、大坂^ニ為竹老藥調合被致、即持上^ル

一 中性院觀隆房、為見舞登山、一宿

一 登山、西之坊

一 肥前十妙房、先頃^ニ上京^ニ付、今日登山、一宿、下部^ニ老

一 京旅宿諸道具差戻^ル^ニ付、関介遣^ス

一 登山、中西右馬

十八日

一 大坂醫師為竹老、八右衛門殿同帆^ニ而^テ被參候、御隱居御容子等被相伺藥等被致調^ヒ候、下部^ニ老

人宛相連

一 例之通、御本尊御法樂有之候

一 京旅宿へ道具取^ニ山^ニ下治兵衛差上^ス

一 富田酒使、関介

一 旅宿相仕舞、春可善介帰山

一 八幡參詣、十妙房西之坊

一 御團拵也

一 登山、宝寺多門院 山崎屋茂兵衛

十九日

一 御清物使 権平

一 退院、中性院観隆房 山崎屋茂兵衛

一 登山、観道房 丸屋与重郎 兩人一宿也

廿日

一 京都生駒元説方^江 御隠居御容躰書手紙為持遣^ス、即薬調合持歸る 善介

一 大坂岡本為竹老、京都薬草屋^江 薬相求出京、小奴半兵衛供^ニ而^一 一肥前十妙房下帆

廿一日

一 退院、観道房与十良泰音房

一 大坂醫師為竹老^江京都^江帰山

廿二日

一 為竹老失念被申候薬種有之、態々半兵衛関介、七条河内屋へ差登^ス、関介ハ旅宿へ少々用事

ニ 付相寄候

一大坂吹田屋与一右衛門、但馬入湯之戻り京都に被參候、下部式人相連一宿
 一岡本為竹、段々御病人も宜とて下帆被申候

廿三日

一与一右衛門滞留

廿四日

一下帆、吹田屋与一右衛門、下部式人

廿五日

一八幡豊藏坊、為御見舞登山

廿六日

一京都御殿醫生駒元説老、御隠居之為療用登山、家来都合七人

一八右衛門下坂、下部関介相付遣申候、夜舟

廿七日

一大坂薩摩屋敷、大ノ方之銀子證文切替ニ付、夜船ニ而松田藤作罷下る、無滞相添利足持登る、此節ノ大小ノ方何度利銀九朱宛相成申候、下部藤介

廿八日

一八右衛門為竹老葉持參ニ而関介召連今朝上帆被申候

廿九日

一大坂ノ罷上る松田藤作下部藤介半兵衛、御隠居之御様子相聞候而罷下為竹老ハ右之様子相咄葉調合可被申ニ付登る

一夜船ニ而半兵衛下帆申候

晦日

一八幡豊藏坊ハ為御見舞御院家御出、種々御饗應杯有之候、御供、住観房澄圓房松田藤作、下部権平関介

(下)

朔日

一八幡豊藏坊ノ歸り夜ニ入候ニ付、灯挑借用申故、早速使差遣し申候

一 江戸下し之たばこ大坂伏見堀五丁目雜賀屋七兵衛方迄相頼、江戸忠右衛門方へ相届ケくれ候様申遣し候

二日

一 大原へ幸内為祝儀、明日御使者被遣ニ付、今日京都迄松田藤作下部善介相登る

一 御隠居御様子否相知不申候ニ付、觀道房旅宿迄呼ニ態ニ使差出申候処、早速登山被申候

三日

一 大原へ為使者、松田藤作參る 善介

一 御院家少ニ御内用之儀有之御出京被遊候、御供、觀道房澄圓房下部権平、京宿

一 藤作、大原ニ暮方ニ罷歸り、幸御供之由ニ而、夫ニ奉隨身候

四日

一 御院家京都御滞留

大坂長岡屋久兵衛、御隠居へ為御尋舞シマ、上帆被申候、用事有之候とて早ニ帰帆被申候

五日

一岡本為竹八右衛門登山

一 生駒元愍老、為療用、登山被申候

一 御院家御帰峯被遊、御供、松田藤作圓長房、下部権平、大雨支切一願ニ候ゆへ六条一願御駕籠御召被遊候

六日

七日

一 京都紙屋利兵衛、為御見舞登山、一宿

一 仙屋敷御状使、夫一願醫師方へ薬取ニ遣し、旅宿より単用取寄候

八日

一 岡本為竹上京、夫一願直ニ伏見差一願下帆可被申由ニ候、先出京、山一願下一願駕籠東寺迄申付候

一 退院、紙屋利兵衛観道房

一 鳥飼西之村丈八、田地之儀ニ付登山、一宿

九日

一 仙屋敷へ御隠居御様子書、役者共を差出し申候、元惣老登山被申候ニ付、右為挨拶、紙布目録等観道房を以被遣候、品物等為持遣ス

退院、烏飼丈八

一 大坂泉屋吉左衛門方へ季護摩三百五十四箇度之御札供物等為持遣ス、夜船ニ而 権平

十日

一 出京、鍋嶋屋敷月次之祈祷ニ付 教雲

一 大坂泉屋使、暮方帰ル 権平

一 登山、為御見舞 古川甚左衛門、即日帰ル

十一日

一 京都津島や庄兵衛方を為見舞使來、尤御隠居御方へ御様子伺として役者方迄書状品物等來ル

一 為御見舞登山、山科高田甚兵衛、品物持參、即日帰ル

一 為見舞登山、河村与市 同左近 伏見扇子屋吉野屋与左衛門

中性院観隆房

一 帰山 教雲

一 日州龍太郎音如房法満寺を之書状、狐濱次左衛門を相達

一 下帆、大坂半兵衛

一 中西右馬殿ら為見まい使来

十二日

一 登山、中西右馬

一 退院、中性院觀隆房

十三日

一 大坂半兵衛上帆、即日下帆

一 伏見丸屋五兵衛方ら宇田芋熊ら為持来ル

十四日

一 上太子智岸房ら為見舞使来、即晚船ニ而下ル

一 京都醫師方、御隠居容躰為聞として出京 鏡智房 下部関介

一 仙臺屋敷ら足輕使来ル

十五日

一 歸山、鏡智房

一 大坂御堂前森田庄太郎、當院ノ遣置候長生（鏡智）傳之板木、當寺へ相納申度由ニ而直ト持參申候

十六日

一 生駒元惣老、為療用登山被申候

一 下帆、中田八右衛門、下部権平相添遣シ申候

一 伏見丸屋五兵衛、伺御機嫌として登山

十七日

一 八幡豐藏坊ノ先達而事相物借遣候（鏡智）ニ付、以使僧、返上被申候

一 登山、中西右馬

十八日

一 大坂八右衛門殿送り參候権平上帆

一 仙屋敷へ御清物使 八助

十九日

一 京都藤村佐渡方へ墨代銀為受取使来、使者一宿

廿日

一 佐渡使者退山

一 京都生駒元珉老方へ御隠居御谷子書差遣、即薬取ノ使差出 権介

一 出京、三宅平兵衛、私用^ニ而

一 為御見舞登山、八幡塔坊

廿一日

一 登山、徳王寺神宮寺

一 帰山、三宅平兵衛

廿二日

一 御清物使、當年中御祈祷惣結願御守札等也、并御様子書、先達^而差出候^ニ同偏^書ニ付手紙斗遣^ス、

使関介

一 富田酒取使

一 信州明道房登山、一宿

一御清物使差出候処

(以下無記)

廿三日

一出京、教雲、仙臺屋敷へ御清物使差出候処、返答手紙相返シ不申候ニ付、不審如何為相尋、何角諸用相兼候而出京 供権平

一鳥飼藤兵衛、友松庵諸道具鳥飼へ引取ニ付登山、一宿

一神宮寺南都の岩船之事ニ付飛脚到来、夜前参り候、今朝早く飛脚相達退院

一退院、明道房

廿四日

一大坂住友吉左衛門方の遣候護摩之為御禮飛脚到来、金子三十兩来ル

一友松庵諸道具、残置候注文之通、并昨日申越候物共荒増、藤兵衛上乘として差下申候

一登山、淀川村与三右衛門

一大坂住友吉左衛門方江先刻使来候挨拶状、并様子有之金三十兩之内式十兩ハ差戻し申候ニ付、態手人権介夜船ニ而差下申候

廿五日

一 上帆、權介

廿六日

一 歸山、教雲、佐竹幸内婚禮致候為祝儀登山、即蒸物抔持參申候、一宿
一 京都壺屋伊右衛門、為伺御機嫌登山

廿七日

一 通賢房祖父為見舞登山、一宿、家来乞人

廿八日

一 退院、通賢房祖父

一 御院家御入京、内用ニ付、御供、松田藤作權平、西屋敷磯野要助方ニ御滞留
一 八幡豐藏坊ノ事相物返上、外ニ又ニ借用之書物申来候

廿九日

一 穗園森嶋与十良方寒氣為見舞使来

十二月朔日

一 御歸山、御院家 御供、松田藤作 権平

一 登山、平戸昌全房

一 登山、泰音房

一方内松村三吾方ル飛脚を以、明後三日五ツ時ル八ツ時迄、就御召、東御役所へ印判持參仕、無遅滯可罷出之旨、書付を以、暮六ッ過ニ到着申候、飛脚式人ニ四百文差遣申候

二日

一出京、昨晚松村ル申来ニ付、教雲、東御役所へ法淨院印形持參可申段、関介差歸シ法淨院印形之儀御院家御方へ委細申来候

一 撰又横谷村松井三右衛門、願主三右衛門弟阿穂屋伊兵衛病人平快之願、白銀壹枚為持遣ス、遣
又 家来一宿

三日

一 松井三右衛門使差戻し申候、即御守札ハ遠方故、今朝御加持被成候

一 丸屋方へ法淨院印形為持差遣候、関介

一 大坂雜賀屋八右衛門殿ル御隠居為見舞、半兵衛登ル

一下男八助在所者為見舞參ル、八助病氣ニ付、一宿

一大坂薩摩屋敷留守居^并金方^へ寒中為見舞、仙臺干切温飩十八把宛一箱宛 一長岡屋久兵衛方^へ

一吹田屋与一右衛門 一雜賀屋八右衛門方^へ序ニ使差遣候、使者三宅平兵衛下部權介

一帰山、教雲下部関介

一登山、八幡塔之坊

四日

一八幡豊藏坊塔坊^へ寒中之見舞、使僧差遣ス、通賢房下部関介、酒杯振舞被申候由ニ候

一京都六波羅^へ佐渡蓮花峯寺弟子慈法房登山、金子^并法衣、衣服等町宅^ニ而者無用心之由^ニ而當

山^へ相預り呉候様^候□慈法房持參被申候、一宿

五日

一生駒元珉方^へ薬取遣ス、権平

一退院、慈法房、供卷人

一富田泉屋久兵衛病氣ニ付祈祷相頼ニ使来

六日

- 一 淀船年寄齊藤小八良江戸行暇乞として登山、吸物酒肴杯ニ而役者罷出客寮ニ而饗應申候
- 一 帰山、三宅平兵衛
- 一 退院、観道房

七日

- 一 淀船年寄齊藤小八郎江府發足来十一日之由ニ而、御札并為饞別笠取茶式袋為持遣ス、夫ハ伏見丸屋五兵衛方、江戸小濱民部殿、稲富喜三郎殿、宇治上林又兵衛并江戸佛乘院方、之書状共相下候様相頼遣候、伏見ハ直ニ京都諸用相兼差登候、権平
- 一 退院、泰音房

一 昨夜八幡山下焰焼有之、為見舞、豊藏坊塔坊、昌全房相頼、権介相附遣ス

八日

- 一 京都津嶋屋庄兵衛方ハ為寒氣見舞使来る
- 一 北野願成就寺弟子覚城房、歳暮之為祝儀登山
- 一 松村三吾方ハ當町奉行能登殿ハ洛中洛外、能登殿家来之者、賣掛ヲ致間敷旨之觸書来ル
- 一 下部善介、先頃ハ病氣有之、餘程相重候ニ付、山下八百屋吉兵衛治兵衛兩人ニ而昨晚親元江為相送候、鳥目白米杯慈シ標申候

一 登山、観道

九日

十日

一 智積院江陀羅尼被參候人数、教雲房住観房明瑞房

一 退山、昌全房

十一日

一 八幡豊藏坊去ル七日八幡山下出火為見舞、使僧差遣候為挨拶、使僧来る、吸物酒などニて饗
應申候、持相目録返済有之候

一 登山、穂園神宮寺、家来壱人召連、一宿

一 例之通、昼飯ニかく隔番ばんで田んが来くニて法衆有之候

一 御居間大掃除有之候

十二日

一 すゝはき臺所いたし

一 神宮寺供の者歸ル

一 東寺西之坊より水菜持来ル

一 陀羅尼戻り、明瑞房住觀房教雲房

十三日

一 歸山、神宮寺

一 御出京、御院家、御供、松田藤作權平觀道房

一 富田品田久兵衛方々御札取ニ使来ル、即差遣申候

十四日

一 御院家御歸山、御供、松田藤作權平、御駕籠ニ而

御迎之雇人、治兵衛喜兵衛

一 き（歸山）さん、觀道房

一 神足伊兵衛、為寒中見舞、音物来ル

十五日

一 御清物使差出候、其外諸用相済ス、関介

一 登山、泰音房 寛興房

一 伏見丸屋五兵衛方の宇治上林又兵衛方の之届物、大福茶芹杯態と相届ケ候

一 北山藤本茂七、年貢掛り物勘定相濟、銀六百拾貳匁九卜七厘六毛持參申候、以上

十六日

一 登山、観興房

十七日

一 鏡智房、本末帳之案文此通ニ而 本書東役所丹波殿へ差出候而可然哉と、内ニ而マ人々無記心
方へ持參申候処、案文相違有之、即帳面相直シくれ候、山田孫七郎同道ニ而候、即日帰山

十八日

一 御隠居少々不相勝候ニ付、生駒元啓相招、委細御様子相伺被申候 侍者人草履取者人陸尺三人、都合五人供者

一 退山、観道房 一 登山、田上間院進物有之

一 大坂寒中見舞 薩摩屋敷留主居中馬源兵衛 柏原甚左衛門 岡本金藏へ午房半考老苞ツ、泉屋

鮎屋 博多屋 雜賀屋 岡長や 中田 吹田方へ老苞ツ、是ハ例之通、書状役者方の相

添

一大仙院入院之為祝儀、赤飯など来ル

十九日

一松田新藏方ハ寒中伺御機嫌として進物、役者迄書状来ル、使ニ而

一松井中性院、寒中見舞ニ登山、差上物あり

一仙臺京都御屋敷ハ寒中為御尋、品々拝領物等御目錄ニ而、以御使者御座候

一田中伊賀方ハ陀羅出来ニ付、態々使を以差遣候、及暮ニ一宿致させ候

一大仙院へ入院之為祝儀、素麩一箱方金百疋、住觀房を以差遣し候

一御清物使差出候

一東役所丹波殿へ鏡智房本末帳持參申候処、奉行他出ニ付、今日ハ相納まり不申候、夫ハ供之者

ハ罷歸り候、関介

一登山、長山房

一來ル廿一日、京都諸拂之廻状差出

廿日

一退院、田中伊賀使

一 東寺秋田了安方ハ寒氣為見舞 御両方ハ水ナ書状等来、使ニ而

一 大坂ハ八百屋吉兵衛祇園方ノ柿四箱賣求相登る、四箱ニ付銀九拾三匁也

一 退院、長山房

一 登山、観興房

一 役者役人京都拂方ニ付昼ハ出京、供権平

廿一日

一 御屋敷使、御清物 使 権介

一 一本末帳昨日無滞鏡智房ニ而相納、鏡智知帰山

廿二日

一 例年差上候西條柿、御三ヶ所様老箱ツ、京都屋敷ハ差出し申候、使喜兵衛

一 御室御所ハ献上之午房、鏡智房利兵衛相連差遣ス、京都ハ木瓜屋迄役者教雲被罷出候

一 鳥飼西之村興松寺ハ山田孫七内談ニ而藤作参り候、供仁兵衛

一 大坂泉屋吉左衛門方ハ例年之通、常燈明料、井家内安全之祈祷浴油供相頼ニ飛脚ニ而申来候

廿三日

一 京都江午房使、喜兵衛関介差登ス

一 山田栄達同孫七良方ル為暮末祝儀、音物来ル、京都旅宿迄幸便ニ

一 大坂泉屋吉左衛門方ハ昨日之書状濱迄差出し申候

廿四日

一 徳王寺在所ニ歳暮之祝儀持来、泰音房在山之内

一 進物午房、京都ハ差出、権介

一 初夜時分ニ観興房登山

廿五日

一 禁裏御所 仙洞御所ハ御献上物、鏡智房相附紙屋差而仁兵衛喜兵衛ニ而為持遣ス

山科勤門様ハ、上林又兵衛伏見松田新藏丸屋西田ハ歳終之祝儀午房為持遣ス也、明瑞房使僧

供治兵衛

一 献上之者、夜四ッ過ニ帰ル

御撫物御檀料銀御二所ニ例年之通拝領有之

禁裏御所ニ御檀料銀五枚

仙洞御所ニ御檀料銀三枚、右之通、例年之通、無間違相渡申候也

一 御翠簾五ヶ年めニ右京太夫殿迄願上、此献上之節拜領申積リニ候処、今日ハ相渡リ不申、来ル
 廿八日ニ申受ニ差上候由、御所ニ御申出御座候
 京都紙屋庄左衛門方ル歳暮物来ル

廿六日

一 嘉例のあもつき（辨瑞）

一 鳥飼西之村興松寺ル藤兵衛来ル、西屋鋪（御指力）□□の銀子ギ目樋野源右衛門方ル此節返済、八月ル

今月迄九歩之利ニ而利足四拾五匁、元銀相添来ル、并當山江之利足ニ不足之分今日来ル、即西

屋敷ル證文藤兵衛へ相渡云

一 友松庵縁類之者日州ル相尋来、折節藤兵衛参り合候故、幸と同道ニ而鳥飼へ被参候

一 あもつきニ付中西右馬との登山

雇人治兵衛喜兵衛

一 山盜賊之儀ニ付當所（河原崎玄善）玄番登山

一 丸屋五兵衛方より歳終之為祝儀使、殊音物等来ル、使ニ鳥目百文遣ス

一 疋田民部少輔借金利足金六両持参

廿七日

一松村三吾之廻状、淀姫之社之辰之上刻ニ使ニ而来ル、即小倉社へ相廻ス 権平
一松村三吾之廻状式箱内ニ三通入、山田弥三右衛門方之相廻、即小倉社へ差遣ス、権介

廿八日

節分

一長橋之御局御元関ニ而御翠簾拜領申候、使僧鏡智房下部関介 帰山

廿九日

大三十日

一さてくいそかわしき所ニ哉
としの暮かな

(裏表紙)

妙音山

觀音寺

┌

